

公益財団法人予防医学事業中央会支部規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人予防医学事業中央会（以下「中央会」という。）定款第2条第2項及び第43条に定める支部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(要件)

第2条 定款第43条に定める支部は、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 都道府県が所管する公益財団法人、一般財団法人及び医療法人等の非営利団体であること。
- (2) 中央会定款に定める目的及び事業並びに運動の理念に則り、疾病予防と健康増進を目的とし、予防医学の普及推進に努める団体であること。
- (3) 原則として、所在する都道府県において、3年以上の活動実績があること。

(支部の認定)

第3条 第2条に掲げる要件を満たす団体は、中央会に支部の認定を申請することができる。

2 中央会の支部の認定を受けようとする団体は、中央会所定の支部認定申請書（別記様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して、申請しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記簿謄本
- (3) 組織構成図
- (4) 理事、評議員及び幹部職員名簿
- (5) 過去3年間の事業報告及び決算書
- (6) 当年度の事業計画及び予算書
- (7) 団体の活動を公開するパンフレット及び機関誌等

3 支部の認定は、理事会の決議により行う。

(支部の名称)

第4条 支部は、中央会支部を称することができる。

(支部の報告)

第5条 支部は、次の各号に掲げる内容について、同各号に掲げる時期までに中央会に報告しなければならない。

- (1) 定款に変更があった場合 変更決定から登記が完了する日まで。
- (2) 所在地及び連絡先に変更があった場合 変更が完了する日まで。
- (3) 代表者もしくは事務局長が交代した場合 交代決定から交代手続きが完了する日まで。
- (4) 事業報告及び決算書 確定した日から30日以内。
- (5) 事業計画及び予算書 確定した日から30日以内。
- (6) その他重大な事件事故が発生した場合 発生後速やかに。

(活動)

第6条 支部は、中央会が主催する大会及び研修会に参加することができる。

2 支部は、中央会ネットワークを利用し、情報交換及び連携活動等を行うことができる。

(会費)

第7条 支部は、中央会が定める入会費及び会費を負担するものとする。

2 前項の入会費及び会費の金額、支払方法等、必要な事項については、理事長が別に定める。

(会費の使途)

第8条 入会費及び会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(認定取り消し)

第9条 支部が次の各号に定めるいずれかに該当する場合は、理事会の決議により支部の認定を取り消すことができる。

(1) 支部から認定取り消しの申し出があった場合

(2) 公序良俗に反した活動があった場合

(3) 正当な理由なく第7条に定める会費に、2年間未納があった場合

(4) その他中央会の運動理念等に照らし、適当でない活動があったと認められる場合

(委任)

第10条 この規程に定めのない支部に係る事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

2 この規程の施行前に、財団法人予防医学事業中央会支部規定に基づき支部に認定されている団体は、この規程により支部に認定されたものとみなす。

3 公益財団法人予防医学事業中央会支部規定（平成24年4月1日制定）は、廃止する。